（記入要領）

1　本報告書は、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。

2　本報告書により報告する内容が特定取得に該当する場合、本報告書の頭書に記載の「本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。」欄に印を付すこと。

3　発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「⑵　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10％未満となるときは、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とすること。

発行会社が上場会社等である場合において出資比率又は議決権比率のいずれかが10％以上となるとき又は発行会社が上場会社等以外の会社である場合は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものを、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第１項及び第４条第２項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

4　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

5　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

6　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「６　報告者の属性」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

7　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

8　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

9　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

10　「１　発行会社」欄中「⑴　名称、証券コード及び法人番号」欄について、「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。なお、発行会社が上場会社等である場合において、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「⑵　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10％未満となるときは、証券コードを記載することで、「１　発行会社」欄中「⑵　本店の所在地」から「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」までの記載を省略することができる。

11　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第４条の３第２項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。